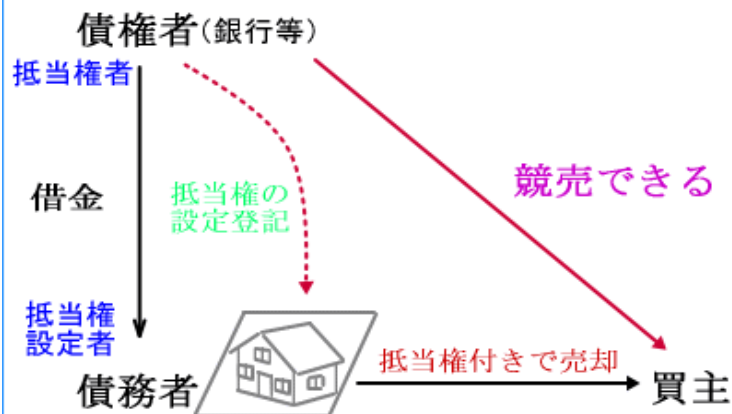


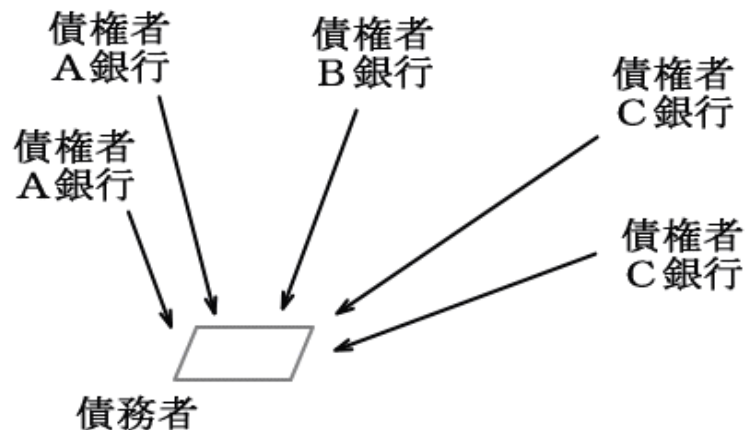
# 権利関係 民法 担保 抵当権②

行政書士 宅地建物取引主任者 **森瀬泰豊**

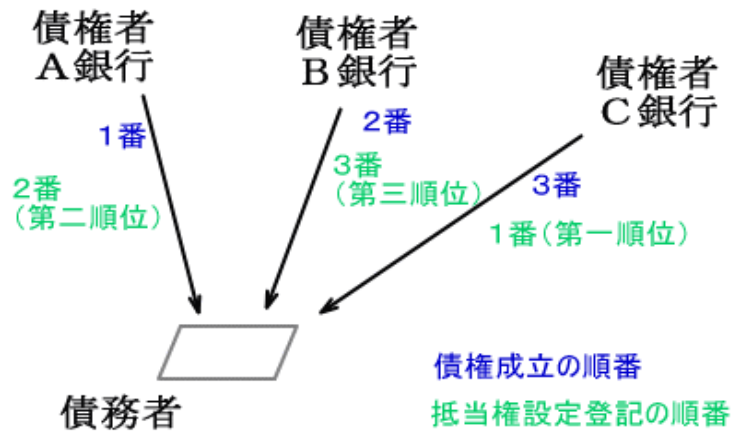
動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

① 一対一のイメージ

時間の経過	1,000円を借りる	時計を預ける
	10,000円を借りる	パソコンを預ける
	5,000円を借りる	自転車 <del>を預ける</del>
	10,000円を返す	パソコンを返してもらう
	10,000円を借りる	パソコンを預ける

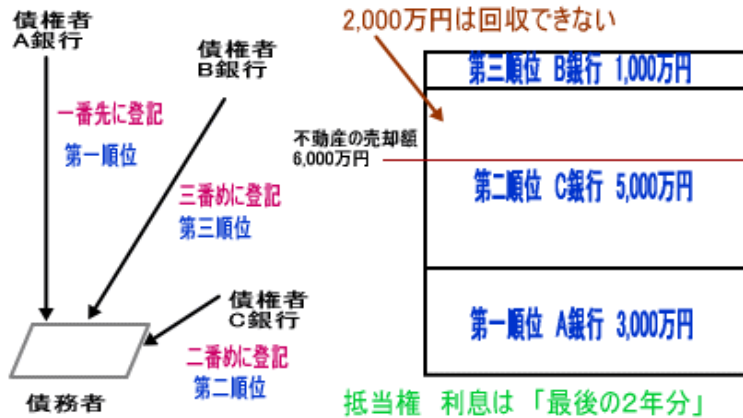
やり取りがずっと続く

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

② 抵当権のイメージ

1月10日	1000万円借り入れ	→1000万円の抵当権設定
2月10日	1000万円借り入れ	→1000万円の抵当権設定
3月10日	4000万円借り入れ	→4000万円の抵当権設定 合計6000万円を担保
3月30日	1000万円 返済	合計5000万円と 利息・損害金の最後の2年分を担保

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。



動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。

## 担保 抵当権② のポイント

抵当権設定の登記を行わないと  
第三者には対抗できない

抵当権は債権と一対一の関係

抵当権は登記した順番が重要

抵当権の利息は原則最後の2年分

動画で使用する資料は <http://fptimes.jp> でダウンロードできます。